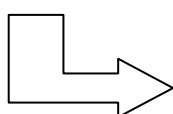


連合愛媛 2009 春季生活闘争方針

闘いの位置づけ

1. 2008 春季生活闘争の経過

二極化・格差拡大の是正を図り生活改善となりえたか？



改善されず！！

中小零細には厳しい結果となり、規模間・業種間・地域間の格差は更に拡大となっている

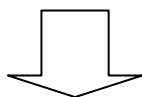
2. 2009 春季生活闘争を取り巻く環境

米国発の金融危機により、市場原理主義は終焉。

その影響から各企業においては、短期利益の追求およびコスト削減のみの対応にわれ、労働者の切り捨て、労働者に対する分配率は低下し続け、第一次石油ショック以降、もっとも低い水準にまで下落。

こうした状況の中で、**派遣労働者**の雇用止めをはじめ雇用情勢は急激に悪化。

追い詰められた労働者の雇用不安や生活崩壊・家計への圧迫！

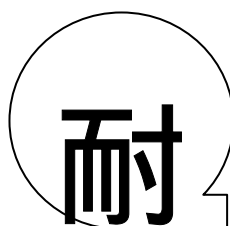


今こそ、これまでの価値観を転換すべき

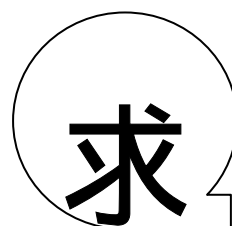
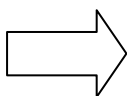
3. 2009 春季生活闘争の位置づけ

「生活防衛の観点から物価上昇に見合うベアは当然」

厳しい環境だからこそ、労働組合の原点に立ち返り、全雇用労働者の生活防衛を図るために、全力を結集しよう。



生活はギリギリ！・我慢の限界



生活向上へ全体底上げに向けベア要求

「賃上げ」こそ最大の景気回復！

． 0 9 春闘闘いの基本スタンス

1 . 2 0 0 9 春季生活闘争の基本スタンス

(1) 景気を回復軌道にのせ、持続的な成長を確保することによって国民生活の不安を解消するために、

相場をより波及させるための闘争態勢を変える。

賃金カーブを維持したうえで、勤労者の実施生活の維持・確保を図る。

賃金の「絶対水準」を重視した取り組みを強化する。

「景気回復」と「生活防衛」の両方を実現するため、政策・制度との連携をより強化する。

中小共闘、パート共闘の強化をする。

「働き方改革」を推進し、取り組みを強化する。

を大きな柱として、労働者全体の生活向上をめざす。

(2) 連合愛媛と構成組織は、すべての組合が取り組むべき課題（ミニマム運動）、通年取り組み強化、政策・制度の要求と実現に向けた取り組み等を明確にし、連携して中小・地場組合の交渉を支援し、共闘の相乗効果を高める。

すべての組合が取り組むべき課題（ミニマム運動課題）

- ア) 賃金カーブ維持分を確保した上で、消費者物価上昇に見合う賃金改善に取り組む。
- イ) 非正規労働者も含めた全従業員を対象に、賃金をはじめとする待遇改善に取り組む。
- ウ) 賃金の底上げをはかるため企業内最低賃金の協定化の締結と水準引き上げに取り組む。
- エ) 長時間労働を是正するため、総実労働時間の短縮に取り組む。
- オ) 時間外・休日労働の割増率引き上げに取り組む。

通年取り組みの強化

- ア) 職場点検活動（労働時間管理、安全衛生等）
- イ) 労働相談の実施（労働相談ダイヤル --- 2月を集中月間）
- ウ) 不払い残業撲滅の取り組み
- エ) 中期時短方針に基づく取り組み（ワーク・ライフ・バランスの実現と労働時間短縮等）

政策・制度の要求と実現に向けた取り組み

ア) 景気・消費回復、生活防衛のための総合経済対策の効果的な実施

1. 税制改革（所得再分配機能の強化、所得税減税等）を推進する。
2. 地域・中小企業活性化対策（貸し渋り、貸し剥がし対策の強化、地域力再生機構法案、信用保証制度の抜本的拡充と適正な制度運営等）をめざす。
3. 物価対策（揮発油税等の暫定税率の凍結・廃止等）をめざす。
4. 公正な企業間取引の実現（独占禁止法改正等）をめざす。

イ) 雇用・労働分野におけるセーフティネットの整備

1. 「日雇い派遣」の禁止など労働者保護の視点での派遣法改正をめざす。
2. 時間外労働の割増率の引き上げ（労働基準法改正）をめざす。
3. 障害者の適切な処遇改善等に向けた障害者雇用促進法改正をめざす。
4. 非正規労働者の雇用確保・安定化の推進（雇用保険法改正等）をめざす。

ウ) 信頼と安心の社会保障制度の構築

1. 社会保障制度の機能強化（社会保険の適用拡大、就労支援給付制度の創設）を図る。
2. 年金・医療制度改革および介護報酬の引き上げをめざす。

エ) 公務員制度・公務労使関係の抜本改革と労働基本権の確立をめざす

・要求と取り組み

1. 基本的な考え方

連合愛媛は、賃金指標を 223,300円以上 とする。また、中小・地場組合および未組織労働者に対するミニマム要求として 9,500円以上、生活保障水準として 時間額 860円以上、パート賃金引き上げ 30円以上 を設定する。

2. 具体的賃金要求について

(1) 具体的な賃金改定要求について

連合愛媛傘下の各組合は、「賃金指標（高卒35歳標準労働者）」に基づき水準の担保を基本に、産別・単組方針もふまえたうえで、水準引き上げに取り組む。

連合愛媛傘下の各組合で、賃金カーブの算定が可能な組合は『維持分』を確保し、産別方針をふまえたうえで、ベースアップや時給引き上げ、賃金カーブの是正、低賃金層の底上げ等によって、昨年を上回る賃金改善（1%以上）に取り組む。

賃金カーブ維持分の算定が困難な組合については、9,500円以上を要求額とする。これは、連合愛媛で実態調査し推計した、中小地場労働者1歳1年間平均間差額 4,500円 に、賃金改善分 2,400円 と格差是正分 2,600円 を加えたものである。

・生活保障水準(連合愛媛リビングウェイジ)の目標額

連合愛媛は、誰にでも最低限の生活を保障できる賃金としての「生活保障水準」を示す。その到達目標は、時間額 860円、月額 143,000円とする。

各組合は、生活保障水準をクリアできる全従業員対象の企業内最低賃金協定(時間額)と年齢別最低賃金協定(月額)の締結を目指す。

連合愛媛リビングウェイジとは「生活保障水準を担保する最低賃金の運動」のことをいい、『連合ミニマム賃金プロジェクト』で設定された単身労働者の必要最低生計費を担保するものである。

・一時金について

一時金については、年間収入維持を念頭に産別・単組で設定することとする。

・パートタイマー等の賃金改定の取り組み

時間給について、格差是正等を含め 30円以上の引き上げに取り組む。

各組合の実態に即した到達目標水準を設定し、その到達運動を推進する。

・格差是正のための水準(連合愛媛ミニマム賃金)の目標値

連合愛媛の地域ミニマム賃金については、

20歳(勤続 2年) 所定内賃金を 151,000円以上

25歳(勤続 7年) 所定内賃金を 162,100円以上

30歳(勤続 12年) 所定内賃金を 172,500円以上

35歳(勤続 17年) 所定内賃金を 181,700円以上

40歳(勤続 22年) 所定内賃金を 189,100円以上

45歳(勤続 27年) 所定内賃金を 194,200円以上とする。

各組合は、自らの賃金実態を点検し、この水準を下回る組合は計画的な是正を図ることとする。